

令和7年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和7年 1月31日(金)～ 令和7年 2月21日(金)〈必着〉
試験日	令和7年 2月26日(水)
採用予定日	令和7年 4月 1日(火)

福井県児童・女性相談所
〒918-8105 福井市木田3丁目701
TEL 0776-35-1581
FAX 0776-35-1582

1 募集概要

採用予定日	令和7年4月1日(火)
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合あり)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	福井県児童・女性相談所（福井市木田3丁目701）
業務内容	① 一時保護補助員 (一時保護児童の夜間保護補助など) ② 被虐待児心理対策強化職員 (一時保護児童の行動観察、心理判定など) ③ 一時保護生活指導員 (一時保護児童の生活指導など)
採用予定人員	① 2名 ② 1名 ③ 1名

2 受験資格

① 一時保護補助員

下記の(1)(2)のいずれにも該当する者

(1) 下記のいずれかに該当する者

(ア) 児童福祉施設等で勤務し、入所児童の生活指導等の経験のある者

(イ) 子どもの扱いに慣れ、ある程度の知識のある者および当該業務への情熱のある者

(ウ) (ア) または (イ) に準ずる者

(2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

② 被虐待児心理対策強化職員

下記の(1)(2)(3)のいずれにも該当する者

(1) 下記のいずれかに該当する者

(ア) 心理学の専修学科または相当する課程の大学卒業者

(イ) 知的障害者福祉司

(ウ) (ア) または (イ) に準ずる専門的知識を有する者

(2) 普通自動車運転免許を有する者

(3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

③ 一時保護所生活指導員

下記の(1)(2)(3)のいずれにも該当する者

(1) 下記のいずれかに該当する者

(ア) 社会福祉士または児童指導員であって、5年以上福祉・医療・教育の分野における実務経験のある者

(イ) 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を卒業した者で、5年以上福祉・医療・教育の分野における実務経験のある者

(ウ) これらに準ずる者であって、一時保護所生活指導員として必要な学識経験を有する者

(2) 普通自動車運転免許を有する者

(3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

(1) 試験日時 令和7年2月26日(水)

午後1時30分から5時まで

※上記の範囲内で時間を指定しますので、10分前までに集合してください

(2) 試験会場 福井県児童・女性相談所(福井市木田3丁目701)

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。
- (2) 受験申込先 〒918-8105 福井市木田3丁目701
福井県児童・女性相談所 地域支援課
- (3) 受付期間 令和7年1月31日(金)～令和7年2月21日(金)〈必着〉
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (4) 注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、2月21日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
・受験票は発行しません。

7 勤務条件

【① 一時保護補助員】

- (1) 勤務日 週1～2日程度勤務
※ローテーションにより所属が指定する日となります。
※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
- (2) 勤務時間 17時15分から翌日8時30分まで
※午前0時から午前6時までは仮眠時間です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報 酬 日額 11,068円～13,702円
※学歴・経験等を考慮の上、決定します。
- (4) そ の 他 ・通勤費を別途支給
・地方公務員法上の服務規定等の適用あり（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）
・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

【② 被虐待児心理対策強化職員】

- (1) 勤務日 月17日
※原則、土、日、祝日を除く平日
※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)
- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで
※休憩時間は正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報 酬 日額 10,500円

- (4) 期末手当 (ボーナス) 勤務期間等に応じて支給 (最大 年間4. 6月分)
 (例) 報酬日額10,500円の場合 年間支給額53万円程度
 ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 休暇 ・ 年次有給休暇 年間10日
 ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 ・ 特別休暇: 忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給) など
- (6) その他 ・ 通勤費を別途支給
 ・ 地方公務員共済組合 (短期給付・福祉事業)、厚生年金保険、雇用保険の適用あり
 ・ 公務災害補償(または労働者災害補償保険)の適用あり
 ・ 地方公務員法上の服務規定等の適用あり (秘密を守る義務、職務に専念する義務など)
 ・ 報酬および期末手当については、給与改定等により、額が変更となる場合があります
 ・ 報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

【③ 一時保護生活指導員】

- (1) 勤務日 週29時間 (週4日勤務)
 ※原則、土、日、祝日を除く平日
 ※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
 ※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)
- (2) 勤務時間 原則、午前9時00分から午後5時15分まで
 ※休憩時間は正午から午後1時です。
 ※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報酬 月額 170,500円
- (4) 期末手当 (ボーナス) 勤務期間等に応じて支給 (最大 年間4. 6月分)
 (例) 報酬月額170,500円の場合 年間支給額50万円程度
 ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 休暇 ・ 年次有給休暇 年間10日
 ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 ・ 特別休暇: 忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給) など

- (6)その他
- ・通勤費を別途支給
 - ・地方公務員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険の適用あり
 - ・公務災害補償（または労働者災害補償保険）の適用あり
 - ・地方公務員法上の服務規定等の適用あり（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）
 - ・報酬および期末手当については、給与改定等により、額が変更となる場合があります
 - ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井県 児童・女性相談所

○ 口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人（代理人は不可）が、以下いずれかを持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、福井県児童・女性相談所へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付していません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 運転免許証 ② 日本国旅券（パスポート） ③ 各種健康保険の被保険者証 ④ 各種年金手帳等 ⑤ 個人番号カード |
|---|